

京田辺市週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、京田辺市が発注する工事において、週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本要領は、建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事を実施する工事は、原則、全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は、本要領の対象外とする。

- (1) 通年維持工事や緊急対応工事等の工事
- (2) その他、市長が週休2日制工事になじまないと判断した工事

(用語の定義)

第4条 本要領における用語の定義は次の通りとする。

(1) 土木工事

河川工事、砂防工事、道路工事、公園工事、機械設備工事、その他これらに類する工事をいう。

(2) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、当該現場における以下の行為日数は現場閉所日数に含めることができるものとする。

- ア 雨天や降雪時等による現場閉所
- イ 災害応急対応等
- ウ 異常気象時等における安全パトロール
- エ 現場見学会等

(3) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

(4) 現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(5) 後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(6) 施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

- ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）
- イ 工場製作のみの日数
- ウ 工事事務による不稼働日数
- エ 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数
- オ 工事の全面中止日数
- カ 後片付け期間

(7) 月単位の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所された状態をいう。

(8) 通期の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%

(8日／28日)以上の水準の状態をいう。現場閉所率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

(実施方法)

- 第5条 発注者は入札時に特記仕様書等に週休2日制の対象工事であることを明記するものとする。
- 2 発注者は当初発注時点において、本要領に定める施工に必要な期間から除く日数のほか、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとする。
- 3 受注者は契約後、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載し、提出することとする。
- 4 工事契約後、施工に必要な期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。なお、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に4週8休に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。
- 5 受注者は、月毎の現場閉所日数及び達成状況を工事履行報告書の備考欄へ記載するものとし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析の上、改善に取り組むものとする。
- 6 受注者は予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督職員に連絡を行うこととする。ただし、天候不良等のやむを得ない事情により急遽、現場閉所した場合はこの限りでない。
- 7 受注者は、週休2日の取り組みにあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。
- 8 月単位又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。
- 9 受注者は、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告することとする。

(現場閉所率の確認)

- 第6条 受注者は、現場終了日から工事完成届を提出する日までに、現場閉所日数が確認できる資料及び現場閉所率を記載した「工事打合簿」を監督職員に提示することとする。
- 2 前項において、「現場閉所日数が確認できる資料」とは、任意様式とし、閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録等の記録資料等によるものとする。

(月単位及び通期の補正方法)

- 第7条 発注者は、提出された資料により現場閉所日数の割合等を確認し、本要領に基づき、現場閉所の達成状況が月単位の週休2日に満たない場合については、精算時に契約書第24条の規定により、それぞれの経費に通期の週休2日を達成した場合の補正係数を乗じて請負代金額を減額変更するものとする。また、通期の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

(土木工事における積算方法)

- 第8条 土木工事の補正について、国土交通省土木工事標準積算基準書に基づく補正係数は別表第1のとおりとする。
- 2 国土交通省土木工事標準積算基準書以外の積算基準により計上する費用がある場合は、当該積算基準における補正係数を適用するものとする。ただし、営繕工事については、次条の通りとする。

(営繕工事における積算方法)

- 第9条 営繕工事の補正については、次の各号に掲げる国通達に準拠して積算する。ただし、月単位の週休2日(4週8休以上)の場合のみ適用とし、完全週休2日(土日)は適用しないものとする。

- (1) 「営繕工事における週休2日促進工事の実施について(改定)」(令和7年3月25日付け国会公契第50号、国営管第617号、国営計第170号、国営建技第6号)
 - (2) 「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について(改定)」(令和7年3月25日付け国営積第7号)
 - (3) 営繕課「週休2日促進工事におけるとりこわし工事に係る物価資料掲載価格の補正について」
- 2 前項にて算出された労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)に現場閉所率に応じて、別表第2の補正係数を乗じるものとする。
 - 3 同条第1項及び前項に基づき算出された費用を、現場閉所率に応じて本市が定める補正費用とする。

(工事成績評定)

第10条 月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められる工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加点を行うものとする。なお、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合においても、工事成績評定で減点を行わないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は発注者、監督職員及び受注者が協議を行い、定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

改定 令和6年4月1日

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和6年7月1日から施行とし、同日以降に公告等を行った工事に適用する。
(経過措置)
- 2 令和6年4月1日以降かつ令和6年6月30日以前に公告等を行った工事については、なお従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和6年9月1日から施行とし、同日以降に公告等を行った工事に適用する。
(経過措置)
- 2 令和6年7月1日以降かつ令和6年8月31日以前に公告等を行った工事については、なお従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和7年4月1日から施行とし、同日以降に公告等を行った工事に適用する。
(経過措置)
- 2 令和6年9月1日以降かつ令和7年3月31日以前に公告等を行った工事については、なお従前の通りとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は令和7年7月1日から施行とし、同日以降に公告等を行った工事に適用する。
(経過措置)
- 2 令和7年4月1日以降かつ令和7年6月30日以前に公告等を行った工事については、なお従前の通りとする。

別表第 1（第 8 条関係）
（補正係数）

【土木工事（国土交通省機械設備工事積算基準の積算体系による積算したものを含む）】

	月単位の週休 2 日 （4 週 8 休以上）	通期の週休 2 日 （4 週 8 休以上）
労務費	1.04	1.02
機械賃料	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

注 1 労務費の補正対象は公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

注 2 労務費などの構成が明らかとなっていない見積単価等については、補正の対象としない。

注 3 市場単価・土木工事標準単価、施工パッケージ型積算方式の積算単価等は別添 1 により定めるものとする。

別表第 2（第 9 条関係）
（補正係数）

【営繕工事】

	月単位の週休 2 日 （4 週 8 休以上）	通期の週休 2 日 （4 週 8 休以上）
労務費 ^{注 1}	1.02	1.00（補正なし）

注 1 労務費とは、予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費のことを指す。

注 2 労務費などの構成が明らかとなっていない見積単価等については、補正の対象としない。

注 3 本表及び別添 2 に基づく補正を行うことで、本市の補正費用とする。

注 4 月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の場合のみ適用とし、完全週休 2 日（土日）は適用しないものとする。